

## 第5回千葉海区漁業調整委員会 会議次第

期日：令和7年9月3日(水)

午後1時30分から

場所：自治会館9階第1・2会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議事録署名人の選出

### 4 議 題

- (1) いか釣り漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)
- (2) なまこ漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)
- (3) 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会第60回東日本ブロック会議に提出する議題等について
- (4) その他

### 5 そ の 他

### 6 事務局連絡事項

### 7 閉 会



## 第1号議案

いか釣り漁業の制限措置、許可又は起業の認可を  
申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

このことについて、令和7年8月25日付け水産第753号で知事  
から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和7年9月3日

会長 石井 春人

千葉海区漁業調整委員会 様

いか釣り漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

令和7年11月30日をもって許可の有効期間が満了するいか釣り漁業につき、制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間を下記のとおり定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項及び第46条第2項の規定により諮問します。

令和7年8月25日

千葉県知事 熊谷俊人  
(公印省略)

記

1 制限措置

別紙のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月10日から11月10日まで

3 許可の有効期間

許可の日から令和12年11月30日まで

(別紙)

いか釣り漁業の制限措置の内容

- (1) 漁業種類 いか釣り漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 5トン以上20トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 千葉県海面
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が千葉県の区域にある者	104隻
神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者	1隻

## いか釣り漁業の漁獲成績一覧

単位:kg、千円

区分	許可数	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		漁獲量	漁獲額	漁獲量	漁獲額	漁獲量	漁獲額	漁獲量	漁獲額	漁獲量	漁獲額
県内船	100	158	186	135	138	58	51	56	77	63	99
県外船	4	1,581	2,814	246	482	487	1,056	382	1,014	0	0
	71	1,656	2,912	381	620	545	1,107	438	1,092	63	99

※ 各年1月1日から12月31日の漁獲成績

※ 令和2年12月から知事許可化

(令和2年1月から11月までの実績は承認漁業によるもの)

※ 許可数は令和6年12月31日現在

## いか釣り漁業の許可方針

令和2年11月13日制定

### (趣旨)

第1 千葉県海面におけるいか釣り漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第14号に掲げるいか釣り漁業をいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。ただし、県外船に係る許可等については、別途定めるところによるものとする。

### (許可等をすべき船舶等の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数に（3）の隻数を加えた隻数とする。

- (1) 一斉更新を迎える許可等の隻数
- (2) 廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）
- (3) 新規希望の隻数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

### (新規の許可等に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- (1) 漁業種類 いか釣り漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。
- (3) 船舶の総トン数 5トン以上20トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 千葉県海面
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が千葉県の区域にある者

### (許可等の申請期間)

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

### (許可等の条件)

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

- (1) 集魚灯に使用する電球の総設備容量は、10キロワット以下でなければならない。
- (2) 船橋の両側に別記第1号様式による標識を表示しなければならない。

### (新規の許可等に係る許可の基準)

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

(3) 次のいずれかの場合

- ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
- イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）

(4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合

(5) (1)～(4)以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。  
定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。  
また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。  
なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 許可証又はその写し
- (9) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (10) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(11)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (11) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

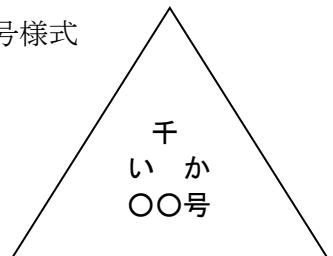
(資源管理の状況等の報告)

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（2月末まで）に資源管理の状況等を別記第2号様式により知事に報告しなければならない。

## 附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 令和2年11月13日から11月20日までの申請に係る許可等については、第6の(1)、(2)及び第11の(8)中、「当該漁業の許可等を受けた者」とあるのは「令和2年度に千葉海区漁業調整委員会指示によるいかつり漁業の操業の承認を受けた者」と、「その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合」とあるのは「いか釣り漁業の知事許可漁業化に伴い、当該漁業の申請をした場合」と、「この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合」とあるのは「いかつり漁業の操業の承認を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）する代わりに、当該漁業の申請をした場合」と、「許可証又はその写し」とあるのは「操業承認証の写し」と読み替えるものとする。
- 3 令和3年12月1日一部改正

別記第1号様式



(注)

- 1 1辺の長さが35センチメートルの正三角形
- 2 文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは1.5センチメートル以上とする。
- 3 文字、数字及び枠は黒色とし、その他の部分は白色とする。
- 4 〇〇号は、許可番号を記入する。

別記第2号様式

いか釣り漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあっては、その名称）

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	乗組員数
令和 年 月 から 令和 年 月 まで	第 号	丸		トン	人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況					
2 漁業生産の実績等					
月別	操業日数	漁獲量	漁獲金額	水揚港	
				主	従
1月	日	kg	円		
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
計	日	kg	円		

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長

## いか釣り漁業の許可取扱要領（県外船）

令和2年11月13日制定

### （趣旨）

第1 いか釣り漁業の許可方針（令和2年12月1日施行。以下「方針」という。）第1ただし書に規定する県外船のいか釣り漁業の許可等に関する取扱いについては、この要領の定めるところによる。

### （新規の許可等に係る制限措置）

第2 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- (1) 漁業種類 いか釣り漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 方針第2の考え方に基づき都度定める。
- (3) 船舶の総トン数 5トン以上20トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 千葉県海面
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 神奈川県内又は青森県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が同県の区域にある者

### （許可等の条件）

第3 当該漁業の許可等に当たっては、方針第5の規定のほか、次の条件を付けることがある。

- (1) 南房総市千倉港東防波堤灯台（世界測地系 N34° 57' 27.5"、E139° 57' 52.0"）から真方位135度の線以北では操業してはならない。
- (2) 定置網漁具から1キロメートルの範囲内で操業してはならない。

### （許可等の申請）

第4 当該漁業の許可等を受けようとする者は、方針第11の規定に掲げる書類のほか、漁船原簿謄本を提出するものとする。

### （その他）

第5 本要領に定めのない項目の取扱いについては方針に準ずる。

### 附 則

- 1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。



## 第2号議案

なまこ漁業の制限措置、許可を申請すべき期間  
及び許可の有効期間について（諮問）

このことについて、令和7年8月25日付け水産第754号で知事  
から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和7年9月3日

会長 石井 春人

千葉海区漁業調整委員会 様

なまこ漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間  
について (諮問)

令和7年11月30日をもって許可の有効期間が満了するなまこ漁業につき、制限措置、  
許可を申請すべき期間及び許可の有効期間を下記のとおり定めたいので、漁業法（昭和  
24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項及び  
第46条第2項の規定により諮問します。

令和7年8月25日

千葉県知事 熊 谷 俊 人  
(公印省略)

記

1 制限措置

別紙のとおり

2 許可を申請すべき期間

令和7年10月10日から11月10日まで

3 許可の有効期間

許可の日から令和12年11月30日まで

(別紙)

なまこ漁業の制限措置の内容

- (1) 漁業種類 なまこ漁業
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 操業区域 下表のとおり
- (4) 漁業時期 周年
- (5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
市川市地先海面。ただし、共同漁業権共第1号（令和5年9月1日免許）及び短共第1号（令和7年9月1日免許）以外の第1種共同漁業権漁場を除く。	共同漁業権共第1号の組合員行使権及び共同漁業権短共第1号の組合員行使権を有する者	1人
袖ヶ浦市及び木更津市地先海面。ただし、共同漁業権共第2号（令和5年9月1日免許）以外の第1種共同漁業権漁場を除く。	共同漁業権共第2号の組合員行使権者	2人
袖ヶ浦市及び木更津市地先海面。ただし、共同漁業権共第3号（令和5年9月1日免許）以外の第1種共同漁業権漁場を除く。	共同漁業権共第3号の組合員行使権者	1人
富津市地先海面。ただし、第1種共同漁業権漁場を除く。	共同漁業権共第8号（令和5年9月1日免許）の組合員行使権者	3人
富津市地先海面。ただし、共同漁業権共第9号（令和5年9月1日免許）以外の第1種共同漁業権漁場を除く。	共同漁業権共第9号の組合員行使権者	2人
いすみ市地先海面	共同漁業権共第50号（令和5年9月1日免許）の組合員行使権者	7人

## なまこ漁業の漁獲成績一覧

単位:kg、千円

許可数	令和2年(12月)		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	漁獲量	漁獲額	漁獲量	漁獲額	漁獲量	漁獲額	漁獲量	漁獲額	漁獲量	漁獲額
10	0	0	705	761	1,204	1,127	94	130	0	0

※ 各年1月1日から12月31日までの漁獲成績

※ 令和2年12月から知事許可化

※ 許可数は令和6年12月31日現在

(市川市漁協の許可是令和6年5月で失効)

## なまこ漁業の許可方針

令和2年11月13日制定

### (趣旨)

第1 千葉県海面におけるなまこ漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第19号に掲げるなまこ漁業をいう。）の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

### (許可をすべき漁業者の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の（1）の数から（2）の数を差し引いた数に（3）の数を加えた数を操業区域ごとに定める。

（1）一斉更新を迎える許可の数

（2）廃業見込の数

（3）新規希望の数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の数に限る。）

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の数について、新たな許可をするための追加的な公示をするものとする。

### (新規の許可に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 なまこ漁業

（2）許可をすべき漁業者の数 第2の考え方に基づき都度定める。

（3）操業区域 所属する漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第1種共同漁業権の区域（なまこ漁業が漁業権の内容となっている場合を除く。）及びその外縁に接する海面（以下「地先海面」という。）。ただし、他組合の地先海面については当該漁業権者の同意があった場合及び共同漁業権漁場の存在しない海面については、操業区域に加えることができる。

（4）漁業時期 周年

（5）漁業を営む者の資格 操業区域に係る第1種共同漁業権の組合員行使権者

### (許可の申請期間)

第4 規則第11条第1項の規定による許可を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

### (許可の条件)

第5 当該漁業の許可に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。日没時から日出時までは、操業してはならない。

### (新規の許可に係る許可の基準)

第6 第3に定めて公示した漁業者の数を超える申請があった場合には、規則第11条第7項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

（1）当該漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

（2）当該漁業の許可を受けた者が、共同経営化若しくは法人化しようとする場合又は当該漁業の従事者が当該漁業の許可を受けた者に代わり、自立して当該漁業を営もうとする場合

（3）次のいずれかの場合

ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合

イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の従事者の自立を除く。）

（4）（1）～（3）以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合

(5) (1) ~ (4) 以外の場合

(許可についての適格性に係る船舶等の基準)

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。  
定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、  
第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一  
の期日に満了するよう定めるものとする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさない  
と認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とならない。

(許可の申請)

第11 当該漁業の許可を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条  
第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を  
知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次  
に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(8)の副申書に  
おいてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (8) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (9) 他組合の地先海面で操業しようとする者にあっては、当該漁業権者の同意書

(資源管理の状況等の報告)

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以  
内（2月末まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 令和2年11月13日から11月20日までの申請に係る許可については、第6の(1)中「当該漁  
業の許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合」とあ  
るの「現になまこ漁業を営んでいる者（直近5年間の間になまこ漁業を営んだ実績を有する者  
を含む。）が、当該漁業の申請をした場合」と読み替えるものとする。
- 3 令和3年12月1日一部改正

(別記様式)

なまこ漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあっては、その名称）

報告期間	許可番号	漁法	船名*	漁船登録番号*
令和 年 月から	第 号			丸
令和 年 月まで				

※船舶を使用した場合に限り記入

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況				
2 漁業生産の実績等				
月別	操業日数	漁獲量	漁獲金額	操業場所
1月	日	kg	円	
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
計	日	kg	円	

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長



### 第3号議案

令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会第60回  
東日本ブロック会議に提出する議題等について

このことについて、別添の内容について審議されたい。

令和7年9月3日

会長 石井 春人

## 要望

### 太平洋クロマグロの資源管理について（継続要望）

#### 要望に至った経緯

令和 6 年に北太平洋まぐろ類国際科学委員会 (ISC) が行った資源評価では、2022 年の親魚量は約 14.4 万トンと急激に回復しており、2021 年に次期回復目標（初期資源量の 20%）を達成したとされた。

ISC による次回の資源評価は 2027 年を予定しているが、漁獲枠の検討に供するまで時間を要するため、直近の資源量に応じた漁獲枠配分となっていない。

また、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) において、今後の漁獲枠をほぼ自動的に算出する資源管理方式へ移行することに合意されているものの、各国の意見に隔たりがあり、漁獲制御ルール (HCR) の決定には至っていない。

地先への来遊に応じて操業する多くの小型漁船漁業者は、漁獲枠を超えないよう計画的な漁獲や放流等に取り組んでいるものの、来遊量の増加に対応しきれておらず、漁業経営に影響が出ている。

また、定置網漁業者は、突発的な大量入網を避けるための網の改良などには新たな費用負担が発生するため、休漁してクロマグロが定置から出していくのを待つか、側網を下げてクロマグロ以外の魚も含めて逃がす方法等で対応しているが、クロマグロ資源の増加に伴い、定置網に入網した魚体の放流に係る労力が増大し、経営に影響が生じている。

そのため、最近の漁獲実績等を踏まえた漁獲枠の配分や来遊状況に柔軟に対応した漁獲枠の確保、国際交渉による新たな資源管理方式の導入及び漁業継続のための経営支援策の拡充が必要である。

#### 要望内容

（1）漁獲枠の配分については、来遊に応じた操業のため選択性が低く、零細かつ着業者数が多い沿岸漁業の特性や、資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えて放流作業等の負担が増えている状況を鑑み、不公平感がないよう、知事管理漁業の配分枠を増やすこと。

（2）定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

（3）最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施するとともに、我が国が国際会議を主導して、過度な管理基準の設定によって漁業者の操業機会が損なわれることがないよう管理方式を策定し、漁獲枠の増枠に向けて、引き続き強力に働きかけること。

（4）資源管理の実施に伴う減収対策として、休漁に対する漁業補償制度や沿岸漁業者が操業自粛時に実施する混獲魚の放流作業を支援する事業の更なる充実を図ること。

## 要望

マサバ太平洋系群の資源の安定確保に向けた必要措置について（継続要望）

## 要望に至った経緯

令和6年度資源評価結果によると、マサバ太平洋系群の資源は減少傾向、令和5年度漁期の親魚量は14.4万トンで、これは、令和6年度資源評価報告書で提案されたMSYを実現する親魚量代替値62.6万トンを下回っている。

このような資源状況に加え、近年は、黒潮続流が大きく北偏するなど、本県漁業者が主に操業する沿岸域での漁場形成が変化し、本県では低調な水揚げ状況が続いている。

また、我が国の排他的経済水域内での漁獲強度が強いロシアの大型トロール漁船による漁獲は近年減少傾向にあるもの、本県漁業者は、その操業による資源への影響を懸念するとともに、過去に漁具被害も発生していることから操業の安全を危惧している。

マサバ太平洋系群の資源を安定確保するためには、外国漁船の漁獲量のほか、その組成についても透明化し、資源管理のより一層の強化を図るとともに、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海での漁獲強度が強い大中型まき網漁業の操業に十分な注意を払う必要がある。

## 要望内容

（1）親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。また、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、実態に応じた漁獲割当量の設定及び漁獲物の組成の透明化など、資源に影響が及ばないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全な操業を確保すること。

（2）伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。

（3）大中型まき網漁業の違反操業を抑止するため、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSでは対応できない違法行為に対し、漁業取締船などによる監視・取締を強化すること。

## 要望

### 公海におけるサンマ・マサバの資源管理について（継続要望）

#### 要望に至った経緯

北太平洋公海において、外国漁船によるサンマやマサバの大量漁獲が常態化しており、我が国漁業への影響が懸念されている。

令和 6 年に北太平洋漁業委員会（NPFC）が行った資源評価によると、北太平洋のサンマについては、近年の資源量は MSY 水準を下回っているとされた。これに基づき我が国主導の下、NPFCにおいて協議が行われ、令和 7 年の漁獲枠を 22.5 万トンから 20.25 万トンに削減することで合意されたものの、サンマの資源量が歴史的低水準で推移する中、この漁獲枠であっても資源回復に寄与するかは不確実である。

また、北太平洋のマサバについては、各国の漁獲量が大きく減少する一方で、公海での外国漁船による漁獲割合は依然として高く推移している。NPFC における資源評価の結果では、現状の漁獲圧では将来において親魚量の減少が継続する可能性が示され、2025 年の措置として、公海における漁獲上限を 10 万トンから約 3 割削減し、7.1 万トンに設定する措置が合意された。

我が国周辺海域と公海にまたがって回遊する水産資源を適正利用していくためには、資源調査の充実と科学的な評価による漁獲上限の見直しなど早期に実効ある国際的な資源管理措置の強化に取り組む必要がある。

#### 要望内容

（1）公海におけるサンマやマサバの資源調査の充実を図るとともに、外国漁船による大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響を科学的に評価し、資源量に基づく漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進すること。

## 要望

### カツオ資源の管理強化について（継続要望）

#### 要望に至った経緯

令和4年に太平洋共同体事務局（SPC）が行った資源評価によると、日本近海に来遊する中西部太平洋のカツオ資源の状態は、過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもないとされている

しかしながら、本種の分布縁辺部にあたる日本近海ではカツオ漁獲量は減少し、特に沿岸域のひき縄釣りによる漁獲の減少が顕著となっており、この原因として、赤道海域での大型まき網漁業による大量漁獲の影響が懸念されている。

そのため、赤道海域での大型まき網漁業等による大量漁獲が資源に及ぼす影響と日本近海への来遊量との関係性を究明し、大型まき網漁業の漁獲努力量の大幅な削減など、我が国が主導して、科学的根拠に基づく実効ある国際的な資源管理措置に取り組んでいく必要がある。

#### 要望内容

（1）近年の日本沿岸域への来遊量減少の原因究明を進めるため、赤道海域におけるカツオ資源調査を充実させるとともに、最新の資源評価に基づく、国際的な管理方式や管理措置の見直しを我が国の主導により、強力に推進すること。